

一般社団法人日本小児整形外科学会

会費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本小児整形外科学会定款第8条に基づき、会員の会費について定めるものとする。

(会費)

第2条 会員の会費は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|-------|----|------------------|
| (1) | 正会員 | 年額 | 10,000 円 |
| (2) | 準会員 | 年額 | 6,000 円 |
| (3) | 外国人会員 | 年額 | 10,000 円 |
| (4) | 賛助会員 | 年額 | 一口 50,000 円を一口以上 |

(会費の免除)

第3条 名誉会員、功労会員は年会費を納めることを要しない。

- 2 学術集会において発表するための演者として会長が特に認めた者は、年会費を納めることを要しない。
- 3 その他、理事会で一定期間の会費免除が認められた場合はその期間中の年会費を納めることを要しない。

(会費の納入期限等)

第4条 会費は、その事業年度の8月31日までに、会費の全額を納入するものとする。
ただし、新規加入会員については、入会時に入会年度の会費の全額を納入しなければならない。

(再入会時の会費細則)

- 第5条 退会した正会員、準会員、外国人会員が再入会を希望する場合は、理事会で会費免除が認められた場合を除いて、退会期間中の会費を納入する必要がある。
- 2 退会期間中の会費免除を希望する正会員、準会員、外国人会員は、所定の要望書を事務局に提出しなければならない。提出された書面の内容が、理事会において正当な理由と認められれば退会期間中の会費が免除される。
 - 3 第2項により、退会期間中の会費が免除された場合でも、以前の会員時において学会誌を送付された期間中に年会費の未納期間があればその分についてはさかのぼって納入す

る必要がある。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則 この規程は、平成30年2月9日から施行する。